

## 令和3年第3回定例会 文教厚生委員会 議案及び請願審査経過報告書

議案第62号 狭山市歯科口腔保健の推進に関する条例 について

○市として、口腔保健に関する課題をどう捉えているのか。また、この条例をつくることで、解決や前進する見通しはあるのか。

●母子保健事業や成人保健事業、むし歯予防デーのイベントなど、市では歯科口腔についてはもともと力を入れて事業を推進してきたが、今後、さらに各事業を改めて見直し、学校関係の事業などと一体的にできるように条例制定をするものである。

○この条例制定後、事業者に対して、条例が制定されたことや事業者の責務についてのPRをどのように行っていくのか。

●各種広報資料等を作成しての配付や、機会を捉えて直接説明することも考えている。

議案第67号 狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例 について

○市内の里親で、保育所に預ける子供の世帯はいないのか。

●本年4月1日時点の状況では、市内に里親登録をしている世帯は17世帯である。8世帯、11人の里子を受託しており、このうち4歳児の未就学児は1人いるが保育所等の利用はない。

議案第69号 令和3年度狭山市一般会計補正予算（第5号）歳出3款民生費、4款衛生費及び10款教育費並びにこれらの歳出に関連する歳入16款国庫支出金、17款県支出金及び22款諸収入並びに債務負担行為 について

○新型コロナウイルス感染症に対する備品の購入をされているが、具体的な内容は。

●保育用備品購入費で購入する備品は、深紫外線LEDの光を照射して不活化させる空間除菌装置を1園当たり3台程度、体表温度測定機能付のスタンド式のを1園当たり2台程度購入する予定である。

○自宅療養者向けの支援備品の配布について直近の状況は。

●自宅療養者の支援については8月16日からスタートし、生活支援は約80件・240食、パルスオキシメーターは189件の支援を行っている。

○自宅療養者向けの支援を発想するに至った経緯は。

●感染者が出たときに、濃厚接触者の判定を保健所では手が回らないような情報が入ったことで、自宅療養の中でお困りの方に、何か我々が動く必要があるのではないかとということで、このような取り組みを始めた。

○小中学校修学旅行費等助成金追加として、2,653万7,000円が修学旅行のための助成とのことだが、内容については。

●新型コロナウイルス流行下の中、今後予定される小中学校の修学旅行は中止または変更をせざるを得ない状況になることも想定される。修学旅行の費用は、各学校が旅行業者と契約し、費用は保護者が負担しているが、保護者の責めによらず修学旅行が中止や変更となった場合に伴い生じたキャンセル料等については、保護者の経済的な負担軽減を図るため支給しようとするものである。事業の財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する。

○成人式の感染症対策について、今回は式典を3回に分けて、体温チェックなど様々な取組を行うことになるが、安全対策の詳細については。

●成人式を実施するに当たり参加者へのマスクの着用を依頼し、体調不良の方については出席の辞退を願う。市民会館を会場として開催を予定しているが、会場の敷地内に入る段階で体温チェックと手指の消毒を行い、建物に入るまでの間は誘導路を設置して、適正なソーシャルディスタンスを図った上で待機することになる。入場券を提出して会場の中に入り、学校区ごとに席の範囲を指定してそのエリアに直接行けるような誘導路を用意する。式が終わった後には駐車場側の出口から外に出ていただき、人の流れが重ならないような工夫で対応したいと考えている。

議案第70号 令和3年度狭山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） について

質疑なし

議案第71号 令和3年度狭山市介護保険特別会計補正予算（第1号） について

質疑なし

議案第72号 令和3年度狭山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） について

質疑なし

議案第75号 令和2年度狭山市一般会計歳入歳出決算認定について 歳出3款民生費、4款衛生費及び10款教育費並びにこれらの歳出に関連する歳入14款分担金及び負担金、15款使用料及び手数料、16款国庫支出金、17款県支出金、18款財産収入及び22款諸収入 について

3款 民生費 について

○決算年度で、民生委員の現数は、233名であり、欠員数は12名とのことだが、欠員解消に向けての取り組みは。

●民生委員の活動量が多いことが課題となっているので、負担軽減のために社協等へ理解を促し、推薦会でも民生委員の負担軽減や推薦方法について協議をしてきた。

○生活困窮者自立支援事業で、決算額が前年度対比で約96%、4,000万円程度増加の理由は。

●生活困窮者自立支援事業費のうちの委託料が約550万円、扶助費が約3,300万円増加している。理由は、委託料については、新型コロナウイルス感染症の影響で相談が増えたことにより、社会福祉協議会へ委託している自立相談支援業務委託の相談員を1名増やした人件費分の増である。扶助費については、住居確保給付金の増である。新型コロナウイルス感染症の影響で、住居確保給付金についても、国が支給要件や支給期間を緩和したことによって増加した。

○生活困窮者からの相談件数について、行政報告書によると、令和元年度は376件だったが、令和2年度は1,800件になり、非常に増加しているが相談の内容は。

●今まで困窮の原因としては、離職に起因する困窮が多かったが、昨年度については、派遣やアルバイトのシフトの減少や、事業者の営業停止や時間短縮に伴う相談が増えた状況である。仕事はあるが、収入が少ないという状況で、当面の家賃が払えないなど、生活費が不足しているということが多かった。住居確保給付金の支給や県の社会福祉協議会の貸付けへの対応を行った。訪問や対面での相談が制約された際は、タブレットを利用した相談を行った。

○当該年度では、高齢者の虐待に関しては、通報件数28件、虐待判定件数10件ということだが、世帯の構成は、また、どのような所からの通報が多いのか。

●虐待認定した10件のうち、妻からの虐待が2件、息子からの虐待が5件、娘からの虐待が2件、娘婿からの虐待が1件である。世帯構成としては、夫婦の2人の世帯、あるいは子どもとの2人世帯という状況である。通報者として一番多いのは、ケアマネジャー、次が介護サービスのヘルパー、医療機関、住民や知人という順番になっている。

○高齢者の緊急通報サービスの利用状況は。

●3月末で605件である。

○緊急通報サービスの通報件数が行政報告書によると前年度は450件だったものが、552件に増加している理由は。

●特定の利用者からの駆けつけ対応要請が増加している。その内容は、ベッドから落ちてしまった、ベッドに戻してほしい、転倒したので起こしてほしいなど、特定の数名の方からの支援要請が増えたことによるものである。

○あいサポート運動推進事業について、どのような状況であったのか。

●あいサポート研修については、年間36回行う予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響で、年が明けてから開催できず、実績については22回の研修となった。受講した団体は、社会福祉協議会独自の公開講座が6回、民間企業が3回、公民館の事業と連携して行ったのが6回、小中学校が5回、

障害者団体が1回、市役所の新入職員を対象とした研修が1回となった。あいサポーターの数は、令和元年度末で1,473名、令和2年度は799名ということで、3年間で2,272名のあいサポーターが誕生した。

○市内の放課後等デイサービス等の事業所から、コロナ禍での対応に関して相談を受けた事例は。

●感染者が出た場合の濃厚接触者の特定の範囲や、施設の運営に関し、休所のタイミングや、代替サービスを行った場合、再開はどのようにすればよいのかなどの相談があった。学童保育室での前例を参考にマニュアルに基づきで対応した。

○放課後等デイサービスなどの障害者施設への感染予防備品などの支援は。

●市の予算から備品や消耗品を給付したということにはなかったが、マスクや消毒液については寄附があったので、積極的に障害者（児）施設に渡し活用してもらった。

○放課後等デイサービスについては、保育の継続のために、事業所が代替職員を派遣できる体制への支援を図りたい、との意見。

○地域活動支援センター運営費補助事業費について、事業委託料と支援事業補助金の内容は。

●事業委託料は、4カ所の地域活動支援センターへの事業委託料である。いずれも社会福祉法人こぶし福祉会が運営するもので、スペースきずなに1,151万1,321円、あいろこいろに945万3,200円、ショップみちくさに923万6,800円、こぶしの家に783万2,000円の委託料である。また、補助金として、令和元年度まで運営していた、鶴ノ木にあった地域活動支援センターコパンに対し、建物を取り壊す必要が生じ、地域生活支援センターを就労継続支援B型事業に移行してもらうために、こぶし福祉会へ地域活動支援センター移行支援事業補助金10万円を拠出した。

○令和元年度の行政報告書では、地域活動支援センターのコパンは、延べ参加人数が2,420人で、利用者が多かったが、支障はなかったのか。

●コパンの利用者は、こぶし福祉会が令和2年4月から、開設した就労継続支援B型事業所ルッカで、継続的に支援を受けており支障はない。

○精神保健福祉手帳の交付者数と、障害者自立支援医療の状況は。

●精神保健福祉手帳の所持者数の状況は、令和元年度末に1,315人が交付を受けていたが、令和2年度末には1,377名となり、62名の増となった。精神科への通院が1割負担になる制度である自立支援医療（精神通院）は令和元年度末で2,149名が受給していたが、令和2年度末は2,410名で、261名の増加となった。他の身体障害者手帳及び療育手帳の交付数は、横ばいか減少傾向という中で、精神保健福祉手帳の交付数については伸び率が大きく、社会的な課題が、精神保健の部分に表れていると推察している。

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すという国の方針を踏まえ、第4次障害者福祉プランで当市でも保健・医療・福祉の協議の場の設置を目標にしていたが、状況は。

●精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムについては、当市においては自立支援協議会に精神障害部会がある。この部会の中で包括的ケアシステムを検討している。個別支援や施策の情報の共有や交換、事例検討を行っている。今後、包括的相談支援体制を検討していく。

○入曽地区子育て支援拠点施設等整備事業費について、PPPアドバイザー業務委託の効果は。

●業務委託の内容は、子育て支援拠点施設及び公共広場、住宅用地の整備等を行う民間事業者の公募から契約までに必要な資料の作成の支援や、民間事業者審査委員会の運営等の業務の支援であり、支援業務については、民間のノウハウ等の支援を受けて、有効に事業の推進に寄与したものと考えている。

○令和2年度は、緊急事態宣言で、家庭に籠もることが多い状況で、DVや児童虐待が顕在化するのではないかという心配があったが、状況は。

●令和2年度は、通報件数は729件あり、その中でも、訪問し確認したところ、虐待が疑われる件数は397件であった。実際のDVや心理的虐待は、173件であり、令和元年度に比べると64件少なく、DVが増えている状況はない。

○決算年度における要保護児童の状況は。

●令和3年3月末時点での要保護児童対策協議会で取り扱っている件数については、要保護が8人、要支援が294人、特定妊婦が24人で、合計326人である。新型コロナウイルス感染症による小中学校及び幼稚園の休校や休園、保育園、保育所の登園自粛などによる子どもの安全確認の機会が減少するなどの課題があったが、各所属へ要保護児童等の安全確認についての依頼、所属で連絡のつかない家庭については、こども支援課が同行訪問するなどして安全確認を行った。

○子育てボランティア養成講座実施委託料について、当初は100万円だったが、決算は、35万9,260円になった。減額の理由と事業の評価は。

●講座については、10回を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の影響があり、6回の開催となった。実施回数が少なくなったので、決算額が減額になった。講座の目的は、子ども・子育て支援事業計画の地域の子育て支援体制づくりに位置づけられており、身近な地域における子育てのサポートや、育児の悩みを気楽に相談できる人材育成を目指している。成果としては、受講者が、ボランティアとしての基本的な考え方を養い、仲間づくりができた。

○総合子育て支援センターのコロナ禍での利用状況や運営状況は。

●総合子育て支援センターの利用状況については、平成30年度は2万3,790人、令和元年度は1万7,516人、令和2年度は7,372人となった。平成30年度と比較すると、令和2年度は1万6,418人の減となった。コロナ禍での運用状況としては、感染症の防止のため、令和2年3月2日から6月7日まで休館したが、電話相談等は継続して行った。在宅育児をしている家庭を支援するために、狭山ケーブルテレビとおうちであそぼう！という子ども向けの番組を作成し放映した。6月8日から開館し、感染対策として、利用者には、入り口で手指の消毒、検温に協力してもらい、2週間前の行動歴など聞きながら行ってきた。1日の利用枠を3枠に分け、各枠の合間に施設内の清掃やおもちゃの消毒を行い、利用者の安全確保に

努めてきた。

○地域子育て支援拠点事業費の利用状況と運営状況は。

●市内の子育てプレイス等6カ所を合わせると利用人数は、平成30年度は3万8,018人、令和元年度は2万9,366人、令和2年度は6,417人となった。平成30年度と比較すると、令和2年度は3万1,601人が減となっている状況である。コロナ禍での運営状況としては、感染拡大防止のために、令和2年3月2日から6月7日まで休館し、6月8日から開館した。休館中は、電話相談等ができるような体制を整え、自宅で育児をしている家庭を支援するために、狭山ケーブルテレビとおうちであそぼう！という子ども向けの番組も放送した。

○子育てプレイスについては、新たな利用者の開拓に向けた取組をしっかりと行われたい、との意見。

○当該年度を含めた保育所の待機児童の状況は。

●令和3年3月1日現在の待機児童数は153人であった。年齢別の内訳は、ゼロ歳児が60人、1歳児が37人、2歳児が35人、3歳児が18人、4歳児が3人、5歳児がゼロ人である。管内保育施設ごとの待機児童は、公立保育所が合計で56人、民間保育園が合計で52人、認定こども園が合計で23人、地域型保育事業所の合計が22人となっている。令和3年4月1日現在の待機児童数は19人で、年齢別の内訳は、ゼロ歳児が2人、1歳児が11人、2歳児が3人、3歳児が3人、4歳児・5歳児がゼロ人である。管内保育施設ごとの待機児童数は、公立保育所の合計が10人、民間保育園の合計が1人、認定こども園の合計が7人、地域型保育事業所が1人となっている。令和元年4月1日の待機児童数は38人であったが、本年4月1日の待機児童数は19人となったので、19人減少している。この要因として、狭山台幼稚園跡地を活用した定員109人のチャイルドスクエア狭山台が開設されたことで、市全体の定員が2,525人に増加したこと、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により育休を延長するなど、利用控えが生じ、昨年秋に行った本年4月の入所申込みが前年と比較し130人ほど少なくなったことが考えられる。

○主食費や副食費が未納になっている世帯の所得の状況はどの質疑に、

●主食費が未納になっている世帯の保育料徴収の際の階層認定は、様々な階層のところで未納が発生している状況である。副食費に関しても、未納になっている世帯についての所得の状況は、特定の階層ということではないと考えるとの答弁。

○青い実学園において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた当該年度は、療育は通常どおり行われていたのか、また、通園している人数は。

●青い実学園については、4月6日から療育をスタートしたが、昼食を取ることはリスクがあることを踏まえて、半日間の療育でスタートした。その後、5月中は感染拡大の兆候もあったので、登園自粛をお願いした。自宅で過ごせない園児については、療育に通うことを可とした。また、登園自粛をしている家庭に対しては、自宅で取り組める療育の教材を届け、電話での相談に応じ支援を継続した。6月1日から、登園自粛を解除し、半日療育から一日療育へと段階的に通常療育としてきた。4月当

初、53名の園児でスタートしたが、途中から、入園希望の子ども8名を受け入れ療育につなげた。

○医療的ケア児等に対する居宅訪問型児童発達支援についての内容や効果は。

●令和2年度から事業としての指定を受けてスタートしたもので、人工呼吸器の装着やたんの吸引が頻繁で、通園をすることが難しいお子さんを対象に、職員が2名1組で自宅を訪問し、療育活動をするものである。当該年度は、対象者が2名あり、訪問・支援は、16回行ってきた。遊びを中心とした子どもの発達を促すような取組をしたことは、非常に効果があった。

○医療的ケア児が、増加傾向にあるので、療育の支援が行き届くような人員の確保に努められたい、との意見。

○青い実学園は、未就学児を対象としているが、学齢期になった時の対応は。

●来年度就学予定の年長児については、学園独自の就学相談を行っている。卒園に当たって、子どもの現在像という、生活習慣面、運動面、社会面、言語面の現在の姿や支援の手だてを記載した引継ぎ書のような資料を作り、それを活用し、対象となる進学先の学校の先生と話をする場を設けている。また、就学後についても保護者から相談を受けた場合も応じて、学校の先生とも連携を図ることにより、就学後の生活の充実に役立つような取組をしている。

○生活保護について、保護人員930名とのことだが、就労支援の対象者は。

●就労支援の対象者は111名である。本人の社会参加や就労意欲があることが前提で、同意を得て健康管理支援員と就労支援員が両輪となって支援に当たっている。

○生活保護について、狭山市の保護率は0.63とのことだが、近隣の市町村の令和2年度の保護率は。

●近隣の市町村の令和2年度の保護率は、川越市1.26%、所沢市1.43%、入間市0.91%、飯能市1.11%、日高市1.01%、埼玉県では1.33%である。

○支援調整会議は、どのように行われているのか。

●支援調整会議は、くらし・しごと支援センターさやまとして、社会福祉協議会が月1回、トータルサポート推進室と実施している。特に方向性が定まらない要支援者の方に対して、多方面からの意見を出し合って調整するものである。そこに随時生活保護担当が必要な場合、出席の依頼があり参加している。

○ケースワーカーの1人当たりの担当世帯数は。

●10名のケースワーカーがこの支援業務に当たっている。生活保護法上の法定標準数は、1人のケースワーカーが80世帯である。当市の生活福祉課のケースワーカーの1人当たりの担当世帯は79世帯であり、国が示す標準数を満たしている状態である。

#### 4款 衛生費 について

○サピオ稲荷山の当該年度の運用状況と今後の方向性は。

●開館日181日間、休館日184日間であった。方向性としては、2年間の休館は変更ないが、感染状況を注視しながら、開館のタイミングを探っていきたいと内部では検討しているが、今の感染状況を考えると難しい。

○保健センター管理事業費で、保健師の報酬が計上されているが、当該年度の人員の体制は、また保健所との連携体制は。

●4月に新規採用で3名新人が入り、23名になっている。議会のほうから保健所の協力、連携をとる意見があったので、積極的に保健所の応援のほうに携わっている。感染状況で、陽性者が300人を超えると、狭山保健所のほうが療養の支援が逼迫することから、県内の陽性者情報に注意をし、7月に感染者が急増してきた時に、いち早く応援の保健師を出してきた。現在も2名ほど出しているところである。

○早期不妊検査・治療費助成事業の執行率が50%ということだが、執行率が半分ぐらいということの要因など、分析をどのようにされているのか。

●この事業は埼玉県の単独補助金を活用して実施している。県が令和元年度に対象医療機関を拡大したので、件数の伸びを予測して予算の確保をしたが、結果として申請件数が横ばいとなった。近隣市の申請状況を確認したが、入間市も、当市と同程度の申請件数であった。

○不妊に悩む夫婦の実態をどのように把握しているのか。

●国の調査では、不妊を心配したことがある夫婦は35%、実際に不妊の検査や治療を受けたことがある、または現在受けているというご夫婦が18.2%で、約5.5組に1組の割合となっている。不妊治療の費用については、高いものでは何十万円とする場合もあるので、夫婦にとっては経済的負担がかなり大きなものになっていると認識している。

○予防接種事業について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けての接種控えはなかったか。

●緊急事態宣言中の接種については、接種期間に比較的余裕のある小児の予防接種の接種控えがあったが、宣言解除後には接種行動の回復が見られ、前年度とほぼ同じか、やや多いという接種率になっている。

○子宮頸がん予防ワクチンについて、昨年度は、個別通知を行ったが、効果は。

●令和2年9月に高校1年生相当の女性に対して通知を行った。前年と比較すると実30件、延べ103件の接種が増えた。

## 10 款教育費 について

○いじめ問題審議委員会の会議については、いじめ防止等のための対策を実効的に行っているとのこと



だが、具体的な対策や、各学校間の連携状況は。

●いじめは、どの子どもにもどの学校にも起こり得ると捉えている。各学校では、学校いじめ防止基本方針を毎年見直し、全教職員で対応している。全校朝会や学級活動などで校長や教職員が日常的にいじめの問題に触れるとともに、未然防止策として、何がいじめなのか児童生徒で具体的に話し合う機会をつくり、いじめは絶対に許されないという雰囲気醸成することが重要と考える。そのうえで、教職員は、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないように努め、いじめの早期発見・早期対応に努めている。各学校との連携状況については、教育委員会の生徒指導担当指導主事が学期に一度市内全小中学校を訪問し、学校の児童生徒の様子、課題、関係機関との連携状況など、学校の取組と実態を把握し、情報を共有して、学校と教育委員会の一層の連携による生徒指導体制の確立を図っている。

○派遣非常勤講師の状況は、また、学校の要望に100%応えられている状況なのか。

●派遣非常勤講師は、12名が講師として勤務をし、年間で1,436日、月平均で130日ほどの派遣がなされた。学校の要望になるべく応えるような形で配置をしてきたが、人員の足りないときには断ったような状況もあった。

○教育センターにおける教育相談について、解決への道筋について、どのようなアドバイスをしているのか。

●最初に親との受理面接で子どもを取り巻く背景を把握し、実際の教育相談は、子どもと親に分けて行っている。相談と並行して、学校や、必要に応じて関係諸機関とも連携をとりながら、子どもの思いや心の状態の把握に努めている。常に、子や親とともに悩み、考えることで、課題の解決につなげている。

○関係諸機関と連携しているとのことだが、精神的な問題の場合の対応は。

●保健センターや家庭児童相談室、こども支援課等とも連携をしながら、総合的にその子に合った支援ができるように努めている。

○オンライン授業の実施に向けての進捗状況は。

●令和2年度末までに、端末等の整備、Wi-Fi等の通信の整備は終了し、令和3年度に入って、実際の授業等で使うような段階になっている。具体的には、この9月は、各家庭へ端末を持ち帰り、各家庭の接続状況を確認する期間としている。同時に、学校の教員については、オンライン授業に向けた研修等を行っている段階である。

○学童保育室の入所の状況、また待機の状況は。

●令和3年3月の状態では、待機児童は解消できたが、令和3年4月の段階では、全体で55名の待機児童が生じている状況である。

○入間川東小第一・第二学童保育室の入室児童の学年は。

●1年生と2年生である。3年生以上が入間川東小の分室のほうに通っている。

○学童保育室分室に行くまでの安全確保、交通事故防止対策等をどのように行っているのか。

●入間川東小・富士見小学童保育室の分室及び広瀬小学童保育室の分室の安全対策については、年度の当初の約1ヵ月間は、児童に分室までの道順を覚えてもらうために、学童保育室の職員が学校まで迎えに行って、一緒に学童まで案内しているが、その後は、児童だけでまとまって、登室している。また、入間川東小・富士見小学童保育室の分室については、駅を通ることから、心配の声があるので、店舗など3ヵ所の避難場所を依頼している。児童に学童保育室と学務課の連絡先が明記されている緊急カードを配布し、安全の確保に努めている。

○入間川東小・富士見小学童保育室分室については、常時、学校から分室への引率体制づくりを図りたい、との意見。

○新型コロナウイルス感染症の影響の中で、密を避けソーシャルディスタンスをとる必要があるが、学童保育室の敷地の面積の状況は。

●学童保育室の設置基準については、1人当たりの面積が1.65平米というところで、実際には非常に狭いと考えている。対策として、学校によっては、空き教室の活用を行っている。また、保護者に対しても、登園自粛が可能な家庭には協力を依頼している。

○小・中学校に整備されたトイレをきれいに保つための取組は。

●新しいトイレの清掃の手順書を作成して児童に清掃の説明会を行い、定期的に保護者や学校応援団の方に清掃ボランティアとして協力を依頼し、念入りな清掃の対応をしている学校もある。また、感染症対策としてトイレ専用拭き上げしやすいタイプのスポンジモップを新たに460本購入し、各小中学校に配布した。

○図書のセルフ貸出しシステムの導入と図書除菌機の内容は。

●セルフ貸出しシステムについては、利用者自身が端末機器を操作し、図書館カードのバーコードをスキャンし、次に、借りたい本のバーコードをスキャンすることで、図書館員と接触することなく、貸出しを受けることができるものであり、除菌機については、一度に最大6冊の本をセットすることができ、紫外線を30秒ほど照射して除菌するとともに、風を吹きつけて本についた埃などを吹き飛ばす仕組みになっている。双方とも、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、試行的に中央図書館に導入したものである。

○競技スポーツの事業の振興に関連し、個人のスポーツへの支援は。

●個人の選手への支援については、陸上競技などは個人になるが、体育賞表彰や、全国大会等に出場された際には、スポーツ協会からの奨励金という形で支援を行っている。

○スポーツ協会に加盟していないスポーツをされている人や、団体に対しての支援や報奨金は。

●アーバンスポーツと言われているスケートボードやサーフィンも今回のオリンピックの種目に入ってきているので、個人で取り組んでいるスポーツなどへの対応について研究していく必要があると考えている。

○競技スポーツの振興については、競技団体に対しての支援だけではなく、個人で行っているスポーツにも支援や補助金を検討されたいとの意見。

○学校給食センターについて、学校の臨時休業対策として、食材の補助をしたのは、具体的に何社で、どのような食材だったのか。

●納品済みの食材についてのキャンセル及びそれに伴っての補助は、3月分に関しては21業者、4月分については2業者になっている。青果、パン、ご飯など給食に関わる食材ほとんど全てが、3月分に関しては該当になっている。基本的には納品されたもの、納品がなくても処分しなくてはならないもの、既に発注してしまいキャンセルが利かなかったものに対しての請求についての補償になっている。

○新型コロナウイルス感染症予防対策として、献立の面で、何か工夫や、配慮された点は。

●給食が開始された令和2年度6月当初は、学校単位で休校になる可能性が想定されたので、給食のメニューに関しては、2週間のローテーションでメニューを考え、急遽食材を使わなくなっても、対応できるように工夫した。配膳しやすく、ソーシャルディスタンスが保てるように、パンの回数を多くし、おかずの種類を少なくしておかずの量を増やすような配食を行ってきた。

○要望指摘事項

- 1 不妊相談においては、専門性を高めた窓口の体制強化を図るとともに、対象年齢や補助金額の拡大及び企業への不妊治療に対する周知を行われたい。
- 2 精神障害者の増加傾向を踏まえて、包括的支援ができるような人員、窓口体制を確保し、福祉・健康・医療のさらなる連携強化を図られたい。
- 3 生活困窮者に対して、相談窓口の充実や必要な支援の情報が届くように、支援員の増員を含め、体制強化を図られたい。
- 4 教員が体調不良や感染症対応の際にも安心して休めるように、さらに派遣非常勤講師の人員を増やされたい。

議案第76号 令和2年度狭山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○国民健康保険税の滞納状況と減免状況について、また、市の応能、応益の割合はどのような状況になっているのか。

●滞納状況については、前年度と比較すると、課税世帯数では394人が、滞納世帯数では262人が、滞納割合では0.86ポイント、それぞれ減少となっている状況である。減免状況については、減免件数47件で、減免金額79万7,000円となっている。内訳は、東日本大震災3件、生活保護20件、火災1件、収監23件となっている。新型コロナウイルス感染症に係る保険税の減免は、減免件数161件で、減免金額

2,367万8,800円である。一部負担金の減免は、減免件数3件、減免金額149万3,567円で、この中の生活困窮による減免1件については、令和2年度に初めて対象となった。

令和2年度国民健康保険税の応能・応益割合については、応能割68.22%、応益割31.78%となっている。応能割の内訳は、所得割62.83%、資産割5.39%、応益割の内訳は、均等割25.48%、平等割6.30%である。国が示す割合では、原則応能割50%、応益割50%となっているが、本市の割合は応益割の割合を抑えた割合となっている状況である。

○生活困窮の減免の基準を上げていただき、相談に来た人には減免制度が適用できるシステムにされたい、との意見。

○短期被保険者証、資格証明書の発行は何件か。

●短期被保険者証の交付は48世帯で、資格証明書の発行世帯は33世帯となっている。

○短期被保険者証の期間が、県内の半分ぐらいの市町村では6ヵ月となっていると聞くが、本市で4ヵ月に設定している理由は。

●納税者との折衝する機会を設けて納税につなげていくために、期間を4ヵ月と定めている。

○短期被保険者証は、他市の状況なども勘案して、6ヵ月の保険証にしていくことを今後検討されたい、との意見。

○葬祭費支給事業費について、申請に必要な書類はどのようなものがあるのか、また時効については。

●葬祭費用の支給については、喪主に振込むことになっているので、喪主の確認ができる書類として、亡くなられた方の健康保険証、会葬礼状または葬儀の領収書などの持参をお願いしている。また、喪主または領収書の宛名の方の口座番号等の確認ができるもの、預金通帳等の持参もお願いしている。また、国民健康保険の喪失手続にも、後日領収書等の持参等をお願いして、手続をスムーズにするようにしている。時効については、葬祭を行った日の翌日から2年間を経過すると時効が成立する。

○生活習慣病重症化予防対策事業費について、受診勧奨と保健指導の実施者数の増減の要因は。

●受診勧奨の実施者数については、令和元年度は131人、令和2年度は127人で、前年度とほぼ同数となっている。保健指導の実施者数については、令和元年度が14人で、うち終了者は11人、令和2年度は19人で、19人全員が終了している。保健指導の実施者数が増加した要因については、令和2年度からの新たな取組として、事業への参加を促す案内文書を一緒に同封することにより、効果があったものと推測している。

○保健指導の対象者の中で、目的である人工透析への移行防止が達成できた人数は。

●19人中1人が人工透析に移行したが、残りの18人の方については、現時点においても人工透析には移行していない状況から、移行防止は達成できていると考えている。

議案第77号 令和2年度狭山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○歳入総額が増加傾向となっていることの主な要因をどのように分析しているのか。

●歳入については、介護サービス給付費が増加したことに伴い、令和2年度は国の法定負担分が増加し、国庫支出金の受入額が前年度と比較して1億4,223万1,303円の増となった。また、繰入金においても、介護サービス給付費及び低所得者の介護保険料軽減負担金の増加があり、市の法定負担分等が増加したことに伴い、受入額が前年度と比較し2億6,736万円増となった。また、歳出については、介護サービス給付費が増加したことに伴い、保険給付費が前年度と比較して2億4,561万9,967円の増加となっていることが主な要因と考えている。

○第1号被保険者の保険料の減免状況は、また、障害者控除対象者認定書の発行状況は。

●減免状況の概要について、火災・自然災害の理由に該当する方は令和2年度はいなかった。生活困窮の理由による減免は41件、50万1,800円の減免額であった。また、新型コロナウイルス感染症の影響による減免については、主たる生計維持者の収入減等により、合計38件、156万9,900円の減免額であった。令和2年度の減免件数、金額の合計については79件、207万1,700円であった。障害者控除対象者認定書発行件数の推移については、平成29年度は前年より減少したが、平成28年度の合計295件から増加傾向にあり、令和2年度は障害者控除認定書の発行149件、特別障害者控除の認定書262件の合計411件であった。また、そのうち新規発行件数が154件であった。

○特別養護老人ホームの待機状況は。

●特別養護老人ホームの待機者は、市内の方は直近8月1日現在で実人数として225名の方がいる状況である。

○新型コロナウイルス感染症の影響が続いている状況のため、介護職員への支援策を市としても検討されたい、との意見。

○地域包括支援センターの相談件数について、令和元年度は2万3,912件であったが、約半分になっている要因は。

●緊急事態宣言が発令されたことにより、利用者が包括支援センターに相談に訪れる、また包括支援センターが利用者宅を訪問する、直接対面の機会が失われたことにより、相談件数が減ったことが主な要因と考えている。直接会えない場合には、電話やチラシ提供による柔軟な対応を行っている。

議案第78号 令和2年度狭山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○令和2年度の保険料の改定内容は。

●所得割率が令和元年度の7.86%に対し、令和2年度は7.96%と、0.1%上がったものである。なお、均等割については据え置いている。また、保険料の限度額については、62万円から64万円に引き上がったものである。

○この年度は低所得者向けの軽減措置についての廃止が段階的に行われているが、どのような状況か。  
また、改定によって影響が出た方はいるのか。

●均等割額の軽減措置について、令和元年度における8.5割軽減が7.75割軽減に、8割軽減が7割軽減にそれぞれ変更となった。8.5割軽減から7.75割軽減の影響を受けた対象者は、3,582人で、8割軽減から7割軽減の影響を受けた対象者は、4,158人となっている。

○滞納や減免の状況は。また、短期被保険者証の発行の状況は。

●滞納者数については、令和2年度が252人であり、令和元年度の300人より48人減少した。減免実績は、令和2年度に新たに追加された新型コロナウイルス感染症に係る減免が34件あった。一部負担金の免除実績は、令和2年度は、東日本大震災に係るもの、台風19号に係るものがそれぞれ1件ずつであった。令和2年度における短期被保険者証の発行はなかった。

議請第2号 「特定健康診査時における高齢者の聴力検査・検診及び加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設」を求める意見書提出に関する請願 について

本請願の審査を行うに当たり、請願者代表を参考人として招致した。

本請願の紹介議員は、衣川千代子議員、金子広和議員、大島政教議員、西塚和音議員、中村正義議員、田中寿夫議員、高橋ブラクソン久美子議員、大沢えみ子議員、猪股嘉直議員であり、初めに紹介議員を代表して衣川千代子議員から請願趣旨の説明を受け、次に参考人から補足説明を受け、審査を行った。

紹介議員及び参考人への質疑

○他市でもこのような請願活動等が行われているのか、また、その結果は。

●近隣では、飯能市、新座市、所沢市で提出している。朝霞市のみ補助が出ている。

○公的補助制度というのは、具体的には中度・軽度の難聴の方の補聴器への保険適用ということなのか。

●将来的には保険適用になってほしいが、即保険適用にはまだなっていない。補助制度をつくるように、国として制定してほしいとのお願いである。

○難聴によって鬱や認知症の危険因子となるということについて、学術的に示されたものはあるのか。

●国際シンポジウムで、認知症、鬱病と難聴の関係について議題になっており、認知症と難聴につながりがあると諸先生が発言している。

○実際に耳鼻科に行かなくても、一般的な補聴器を売っているお店で聴力検査が無料でできる環境が市内にもいくつもあるが、そういう環境についてどのように受け止めているのか。

●店舗には、補聴器の専門技術を持った認定者があまりいない。専門家の方によれば、本当に自分に合った補聴器になったと思えるには半年ぐらいかかるとのことで、特定健診のときに一緒に聴力検査をして、聞こえが悪いという結果が出たときに、耳鼻科に行くきっかけになる。

○疾患によるものか、加齢性によるものかを適切に判断を行うためとあるが、耳鼻科専門の医者に行くように促すことを目的としているのか。

●難聴軽度とか中等度とか難聴ぎみと分かるように、専門の機関、病院などに行って調べてほしいというのが請願の趣旨である。

○欧米で実施している公的補助制度の内容は。

●イギリス、ドイツ、スイスでは、約7万円から10万円の補助がある。EU全体では、79%が一部または全額を保険適用している。アメリカは、ヒアリングケアを安く提供することを検討中であり、また、補聴器を医療機器として規制対象にはなっているが、保険でカバーしようとする動きも出ている。

○日本の現状の補聴器の価格帯が、高いものでは両耳で100万円、30万円、40万円、安いものではスタンダードモデルで10万円を切るようなモデルもあるが、そのような現在の補聴器の金額を踏まえて、どのぐらいの補助を求めているのか。身体障害者に認定される高度・重度の難聴の場合は、3万円から5万円の補助があるが、その額よりはもっと高額な補助を求めたいと認識してよいのか。

●2万円でも3万円でも補助をしていただければ助かるが、補助制度ができるのであれば、市の予算の中で組み込んで、今年は何人申込できる、というかたちが良い。

○補聴器を実際に使ってみてどのような声があるのか。また、認知症や鬱などを予防すると言われるが、早期に対応する利点はあるのか。

●90歳の方で補聴器は買っていたが、なかなか聞こえないので1年以上そのままの状態だったが、お店の方が電池を替えた途端に聞こえるようになって、聞こえたときの第一声が、生き返ったようだ、と話された。また、もう一人の方は、耳鳴りがひどくて夜も眠れず、長年苦勞していたが、耳鳴りにも補聴器がいいと聞いて、技能士がいる専門店に行き、アドバイスを受けながら合わせて、つけて何回かで耳鳴りが止んだ。それまでは耳鳴りで、眠れなくて体調も悪く、めまいも少しあったので、外に出なくて友達と会うのも嫌だと言っていたが、積極的に外に出るようになり、近所の方と話をするようになり今は楽しいとの話も聞いた。

○請願の中には、意見書を提出してもらいたいとあるが、意見書の案文はつくられているのか。

●意見書の内容は考えていない。

○補聴器と集音器の違いは。

●値段より機能の違いである。補聴器は、最初につけたときはすべての音が入ってくるが、特定の音を遠くにする、もしくは削除をするような機能があって、補聴器を自分に合うものにできる。集音器にはそのような機能がないので、値段は安い補聴器としてはあまり役に立たない。

意 見

○補聴器をつけることで、今まで以上に会話がしやすく、人の意見がよく聞こえるようになり、行動範

困りが広がり、社会的な生活が引き続きできると思う。また、耳の聞こえが悪くなることによって認知症が進みやすくなることは受け止めた。一方で、高齢者に限定した聴力検査や検診については、特定健診の中で行うことが本当にいいのかと少し疑問に思った。

補助制度については、金額は少し不明だが、補助がいくらあっても高額なことには変わらない。補聴器は管理医療機器なので、補助制度ではなく保険適用の中で進めていくことと思った。

○長寿社会では、100歳を超えて生きる中で補聴器は必要な器具であると認識している。

○単純に加齢ですと言われていたことが、今では改善する可能性が非常に高くなっていて、自分自身の生活の質を向上させることができる。認知症や鬱病等の予防につながる研究がされている。認知症の危険因子の一つとして、既に専門家の間では指摘がされていて、聞こえることで改善されることは想像がつくと感じている。そうした中では、多くの方が補聴器をつけられるようになることはとても大事と思っている。

将来的には保険適用してほしいが、これからの高齢者の数を考えれば、予算的にもハードルが高いと感じているが、今困っている高齢者の方たちに、何らかの公的補助がほしいということは、請願者の率直で強い願いである。朝霞市が2万円、全国的には3万円や5万円を出していて、補助があるから買ってみたいということがあれば、きっかけにもつながるという点では、公的補助の創設を求めることは大変理にかなう請願の内容だと思っている。

特定健診時に聴力も診て、体調を整えると同時に、耳の聞こえも改善する。そうした保健指導をすることも、これから先の認知症や介護、医療費の抑制にも、長い目で見れば自治体にとっても利があると考え、特定健診時における聴力検査等々についても、ぜひ実施してほしいと考える。この請願についてはぜひ採択すべきものと考えます。

○身近に補聴器を試した議員がいて、集音器だったらしく、音を拾い過ぎて、すぐに返した、という話も聞いた。また、補聴器の値段を見ると、30万円や50万円という値段で、この値段のものを買うのは大変と身をもって感じている、と話していた。この請願に関しては、採択すべきものと強く感じている。

○補聴器に関する中度・軽度の方の保険適用を目指されていると理解した。補聴器は、一生に1回装着すれば、そのまま継続して使えるものではない。高齢者の方はどんどん聴力が衰えていくので、その度に保険適用ということでは、素晴らしいことだが少し課題があるとも思う。今現在、聞こえに関しては、年齢にかかわらず耳鼻咽喉科の検査や治療を受けて、障害認定を受けることができる。補聴器をつければ、難聴の支障が全て解決するというのではないのではないかと。実際に、人工内耳の手術をしなければいけない方もいるし、耳鳴りがひど過ぎて、少し様子を見ないと補聴器はつけられない方も知っている。

大事なことは、難聴の原因が疾患によるのか、加齢性のものなのか、その治療の体制ということが大変重要なことではないか。高齢者のことだけではなく、難聴児（者）に対する適切な治療、生活の支援がまだまだ不十分であり、そこを先にやっていくべきではないかと考えている。



○特定健康診査時における高齢者の聴力検査・検診について、市内に特定健診の医療機関が38ヶ所あり、聴力検査や検診を各医療機関で行うことについては、補聴器のお店において無料で聴力検査ができることも踏まえると、考え方についての理解はできるが、いくつか課題も見受けられたと思う。

### 議請第3号 入間川小学校特別通学許可区域の廃止に関する経過措置の設置について

本請願の審査を行うに当たり、説明員として教育委員会教育長に出席を求め、教育委員会教育長のほか、学校教育部長、同部次長及び学務課長の出席を受けた。

本請願の紹介議員は、新良守克議員、加賀谷勉議員であり、紹介議員を代表して新良守克議員から請願趣旨の説明を受け、次に教育委員会教育長から入間川小学校の通学区域の特別許可地区の見直しに至った経緯について及び入間川小学校の通学区域の特別許可地区の廃止に関する経過措置を設置した場合の影響について説明を受け、審査を行った。

#### 紹介議員への質疑

○請願の提出に至った経緯について。請願内容について、非常に理解をできるところがあり、私どもとしては、説明に来た請願者に対し、会派として紹介議員になる意思表示をしたはずだが、実際に出された請願では紹介議員は二人のみという形になった。そのことについて請願者の方からは一切説明がない。経緯はどうであったのか。

●今回初めて請願を提出するに当たり、賛同と紹介の違いが分からず、賛同して名前が入ったものは、紹介ではないので書類上の提出ができずに却下されたと聞いている。

○具体的に対象の世帯はどれぐらいあると認識しているのか。

●対象は自治会ではなく、3つのマンションの合計として39世帯と聞いている。

○自治会長からも賛同があったということは、地域としての要望でもあると思う。現在、この地域で、対象の自治会を含めると、未就学児はどれぐらいいるのか。

●把握していない。

○この請願内容を認めると、先ほどの39世帯ないしはもっと多くの未就学児の世帯が通うことになった場合、入間川東小学校側の対応としてはプレハブを造らざるを得なくなるということもあるが、請願者はそれも承知の上だと理解してよいのか。

●PTAや請願に参加している方々からは、取りあえずは空いている教室を探していただき、なかったらプレハブを建ててもいいのではないかという意見が多くあった。

○経過措置はどのぐらいの期間を想定されているのか。

●6年間は必要と考える。

○入間川東小学校にプレハブを建てるとしたら、金額的にも相当な金額がかかると思うが、金額について検討をされたことはあるのか。

●今のプレハブ校舎は防音もエアコンもトイレもあり、大変勉強しやすい雰囲気である。買取りではなくリースが多いとのことだが、1部屋か2部屋か、また、2階建てか3階建てかによっても金額が違う。月に300万円や500万円、年間では億相当はかかると考えている。

○特別許可地区の経過措置を延長して、入間川東小学校の生徒が増えることになると、学童保育室に預ける対象者が多く、場合によっては2年生から、入間川東小・富士見小学童保育室分室へ行かなければいけないことも想像されるが、どのように考えているのか。

●その件については、請願者と意見交換をしていない。

○6月12日の保護者説明会では、確かに教育委員会としての答弁は少し曖昧なものがあったと認識をしているが、交通の問題への対応が確保されたり、入間川小学童保育室の時間の延長であったり、特別許可地区の保護者やお子さん方が求めるものに合致していく場合については、入間川東小学校の状況などを考えた場合に、入間川小学校へ行く選択肢もあるのか。

●6月12日の説明会の中では、教育委員会の答弁があやふやで、なかなか理解できなかったと聞いている。

○請願に「対象世帯は入間川東小及び中央中が通学可能であることをあらかじめ学務課に確認し、特別通学許可地区制度を前提として住居を定めている」とあるが、内容がわかれば説明を。

●学務課長、教育長に確認したところ、確かに連絡を受けている、言葉が足らなかったと聞いている。

○当時、学務課では、期日は切っていないが通学可能であると言われたとの解釈で良いか。

●その通りである。

○通学路の車道と歩道が完全に分離していない危険な道が相当数含まれるとあるが、具体的な場所は分かっているのか。

●エリアが大変広く、抜粋するのは難しい。

#### 執行部への質疑

○特別許可地区の設定は平成11年とのことだが、平成30年度までのほぼ20年間、この特別許可地区について何か検討、対応されたことはあったのか。

●平成30年度まで検討はしてこなかった。入間川東小学校の児童数は、平成20年度ぐらいから少しずつ増加傾向にあったことは確かだが、クラス数の状況は、平成5年度から平成25年度までは20クラスで続いていた。平成26年度、平成27年度でも21クラス、平成28年度では19クラスに減り、平成29年度でまた20クラスに戻った状況であったので、今後の入間川東小学校のクラスが不足するというような思いまで至らなかった状況であった。

○この特別許可地区を廃止するに当たっての最初の説明会はいつか。

●保護者への説明会は令和2年11月7日である。ほかに、PTA連合会や入間川東小学校PTA、入間川地区の自治会連合会等に話したのが令和2年2月である。

○新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響がなければ、令和3年4月から特別許可地区を廃止する当初の計画だったと思うが、令和3年4月から特別許可地区を廃止するのに、令和2年11月から始めるといふことについては、計画の説明や保護者に対する説明が遅いと認識するが、どうか。

●基本方針は、令和元年12月20日の教育委員会会議を経て策定されたが、その後、速やかに説明をすることが必要であったと思う。準備をしているときに、令和2年3月から学校が3ヵ月休校することがあって、早く説明会を行う時期を逸してしまった。

○未就学児を持つ親に対しての説明会はいつ行ったのか。また、未就学児を持つ親の参加人数は。

●未就学児を含めて、令和2年11月7日に説明会を行ったと認識をしている。トータルで80名の参加があったが、未就学児を持つ親の参加人数について詳しく把握していない。

○入間川東小学校に通うべき学区の保護者や生徒に対しての説明会を行っているか。

●令和2年11月7日に実施した保護者説明会については、入間川東小学校の保護者の方々も対象としていた。

○令和3年6月12日にオンラインでも行った説明会が最後の説明会と思っているが、そのような認識で良いのか。また、参加者に対して理解をしてもらえたという認識か。不満の声もたくさんあったが、入間川小学校の学童保育室について、入間川小学校に通う通学時間や安全対策について、具体的に的確に答弁できたと思うか。

●保護者への説明は、6月12日に行ったものが最後である。全ての人に理解を得ることは難しかったと思っている。安全対策など、持ち帰って検討しなければならないことも多く、その場で答えられたことは限られていたと思う。

○持ち帰って検討すべきことについて、該当する保護者や関係者に対し、いつ説明会を行うのか。

●今年中に方向性をきちっと決めて、できること等も含めて、再度説明させていただく機会を設けたいと思う。

○特別許可地区を廃止することによって、受け入れる側の入間川小学校の学童保育室の体制についてはどのようにするのか。

●来年4月からの児童数が増えることを見越し、部屋数が足らなくなることを見込んでおり、入間川小学校の校舎内に準備を進めている。

○入間川東小学校にこれ以上子どもの数が増加すると、プレハブを造って対応せざるを得ないということだが、教育環境を整える上で、実際の校舎内の教室ではなく、プレハブ等で勉強することについて

の見解は。

●現在、狭山市内ではプレハブ校舎で対応しているところはない。入間川東小学校において、狭いグラウンドにプレハブを造って、一層の狭さを感じるようにすることについては、教育委員会としては避けることが望ましいと思っている。

○入間川東小学校の会議室を教室とすることは可能と理解してよいのか。

●1クラスであれば、また期間が1、2年という限定であれば、不自由さは残るものの、この会議室を使用することは可能かと思う。ただし、3クラス増えることとなった場合においては、さらに2クラス転用しなくてはならないので、校舎の中から転用可能な教室を見出すことは難しいと思う。

○狭山市駅前で不動産を探している方がいると思うが、不動産会社へはどのような説明をしているのか。

●通学区域の特別許可地区見直しに関する基本方針が作成された以前については、入間川地区の特別許可地区に居住する方は、本来は入間川小学校であるが、入間川東小学校も選択することは可能という説明をしていた。この方針が決まった後については、兄弟等の児童がいる方は違うが、新たに就学する1年生からは、特別許可地区の人たちであっても入間川小学校に行っていただくことになるという説明をしている。

○入間川東小学校、中央中学校の学区は、児童生徒が増えるのではないかとこれまで何度も問いかけてきたが、当時は、増えない、逆に減っているとの答弁であった。当時の教育委員会の見通しは甘かったのではないかと考えられるが、どのように考えるか。

●当時の積算について、狭山市全体の傾向として、児童生徒数ほどの学校も減少していた記憶がある。これからも少子化が進むと考えると、この地区にも同じように増加することはないだろうと見込んだのではないかと思う。結果として、もっと早くから意識づけをして、今後の対応に取りかかることが必要だったと思う。

○入間川東小学校の裏側にかつて給食の調理室があり、その2階は何もないと思うが、そこに増築をして教室を増やせるのか。

●躯体が老朽化しており、耐火基準に耐えられず構造的に難しいと聞き、諦めたところである。

○平成30年度には令和4年度に23クラスになることは分かっていたのか。

●平成30年度には、そこまでは分かっている。令和3年2月に国が小学校でも35人学級を実施することを閣議決定し、35人学級の実施によって計算をやり直したときに、このような状況が見込まれた。

○平成30年度頃から各学校からどのような訴えがあったのか。

●入間川東小学校の校長からは、ここ1、2年の児童数の増加、特に特別許可地区からの増加があるので、今後の教室の確保が難しくなるおそれがあるとの話があった。また、中央中学校の校長からも、入間川東小学校の児童数が増えるということは、中央中学校へ行くことになるので、将来にわたっての生徒数の増加も懸念されるとの話があった。一方で、入間川中学校については、少子化の関係で生

徒数が減っていて、クラス数が減ることで教育活動への影響が出始めているとの相談があった。

○相談を受けたときに、教育委員会として何か対応されたことがあるのか。

●速やかに、今後の入間川東小学校の児童数の見込みや中央中学校の生徒数の見込みを算出して、その結果を基に、どのような対応していくべきかと考え始めた。また、入間川中学校について、相談の中には、部活動の数が減ってしまうということがあったので、2校で1つのクラブを持つことができないか、あるいは配置される先生の減少をどうしたら補えるのかといったことを考えた。

○対象世帯の方が、入間川東小学校及び中央中学校が通学可能であることをあらかじめ学務課に確認をして居住地を決めているとのことだが、確認があったと教育委員会でも認識しているのか。

●令和元年12月20日の教育委員会会議において方針が決定する前は、特別許可地区の方々については入間川小学校が指定校だが入間川東小学校にも通学することが可能と答えていた。方針が決定した後は、特別許可地区は原則廃止をすることになるので、この地区の方については入間川小学校に行くことになると話している。

○現状においても、教育長もしくは学校、教育委員会が特別と認める場合には、学区の指定校以外に行く制度があると思うが、そのような対応も含めて、経過措置を設ける考えはあるのか。

●現在、新たに1年生になる子どもであっても、兄や姉が入間川東小学校に通っている方は、経過措置として入間川東小学校に行くことができる。それ以外の方の経過措置については、本来はそうにするのが最も望ましいと思っているが、令和6年度に25クラスになってしまう結果が見込まれているので、なかなか難しいと考えている。

○地域指定校外就学許可における特別な場合の基準というのはどのようなものがあるのか。

●地域指定校外の申請で、現在の中では、一番多いのは市内の転居である。転居をしたが前に住んでいた小学校へ卒業まで行かせてほしいといった要望は認めている。また、教育的な配慮として、身体的な理由で遠いところが無理であれば、医師の診断書に基づき、学区をまたいで近いところへ行くことができる方法や、例えばいじめの問題は、学校長が認めた場合には対応している。ほかにも、近くに祖父母がいる場合、部活動によるもの、教育委員会が判断して認めている事例がある。

○フルタイムの勤務が困難になると仕事を辞めざるを得ないというのは、相当な事由になると考えるが、そのような配慮はされないのか。

●仕事の面で許可した事例は、今のところはない。

○入間川東小学校の多目的ホールも転用が物理的には可能であるが、運用面では支障が出るため学校側から避けてほしいとの意見があったということだが、具体的にはどのような支障が出ると考えているのか。

●余裕教室が1つあれば、学級を2つに分けて算数の少人数指導ができたり、低学年であれば、生活科室として、机・椅子のないフリーなスペースの中で工作をしたり、英語活動室も、国際理解や英語に

関する資料を掲示して、教室を専用的に使うことができる。書き初め、中学年の理科など、ある程度の広いスペースがあると有効に活用できることがある。また、授業で発表するときにも、そのような余裕教室があると使える。また、例えば教室の中でやや興奮した児童を少し落ち着かせたいために隣の教室でゆっくり話を聞く、修学旅行の説明会、学年の保護者会など、余裕教室が1つあるといういろいろなことに活用できると考えられる。

- 理解を求めるのであれば、住民の方が納得する、安心できる対応策を示さないといけないと思うが、どう考えるか。
- 入間川小学校へ行くことになると不便が生じるということは、請願に書かれているとおりに思っている。教育委員会としてできることを進めていきたい。交通の危険が心配されることについては、下校時、特に人の目が少なくなるところについては警備員の配置を準備しているところである。また、暗くなりそうな砂利道があり、ここには電灯をつけて、道を整備して平らにできないかと検討しているところである。暗い道が続いてしまうところは、電灯の設置を準備しているところである。学童保育室の時間の延長の準備をしているところであり、また、入間川小学校の校内に学童保育室を新たに設置できるように進める準備をしている。入間川小学校に児童を受け入れる際には空き教室があるので、改めて大きな整備を入間川小学校で行うことはない状況である。

## 意見

- 駅前に住んでいる方々や地域の方々の状況を考えると、財政的な事情はあるかも知れないが、入間川東小学校の校舎のできるのところから空けて、さもないとプレハブを建てるという考え方があってもいいのかなと考える。
- 当事者の方々、保護者の方々のことを考えると、ごもっともな請願と受け止めているとともに、これまでの教育委員会の対応が足りない部分や、6月の最後の説明会の中での保護者の心配について適切に対応していないことを踏まえると、一定の経過措置はやむを得ないと考える部分もある。一方で、特別許可地区を廃止したとしても、入間川東小学校は令和5年には23クラスとなり、校舎内もしくはどこかに1クラス増やさなくてはいけない状況を鑑みると、入間川東小学校の児童数をこれ以上増加させていく要因については考えざるを得ない。元々入間川東小学校に通う学区の子どもたちや保護者のことも考える必要がある。入間川東小学校の学童保育室に3年生から入れない状況を踏まえると、入間川東小学校の教育環境もきちんと考えなくてはいけない。
- 請願の提出の経緯については疑義があり、当事者の皆様から何らかの形で説明があつてしかるべきと思う。請願の内容については、歴史的な経過があつて、今、こういう形になってしまっていると思っている。そもそも入間川小学校の移転のときから、きちんと対応をすべきだったことがされていない。来年からということはいくらにも乱暴と思っている。  
この間、私たち市民の代表である議員から、立場は違えども同じような懸念が出されていたことについて、何ら対応してこなかったことについて非常に怒りを覚えているし、やはりこのような結果になってしまった。それを保護者の皆様と子どもたちに負担をかけるような現状になっていることについて

ては問題と思う。教育委員会の責任で、学校のクラスが足りないのであれば増築、やむを得ないのであればプレハブも含めて、きちんと対応すべきと思っている。どうしても行うのであれば、少なくとも対象になる当事者の方へは十分な理解を求めることが大事である。

学童保育室の準備や通学路の対応についての説明があったが、それはここで言うべきことではなく、本来、説明会できちんと説明されるべきであり、特に未就学児の保護者へは十分な説明が行われていない現状も感じられるので、納得がいくまで説明をして、理解を得た上で進めるべきと思う。

今後についても、少なくとも6年、長い目で見れば12年、学区については検討が必要と思っているので、時期尚早と思っている。少なくとも経過措置については何らかの対応が必要と感じる。

○今回の請願の提出方法に関しては、少し問題があったと感じている。その上で、教育委員会の不手際があってこのような状況に陥ったのではないかと強く感じている。ただ、入間川東小学校の他の学区から通っている子どもたちのことも含め、どのような形が一番いいのかということは考えてあげたほうがいいというも感じている。万が一、請願の意向が通らなかった場合にも、教育委員会がしっかりと、できる限り保護者の意向に沿うようにお願いしたい。

○当事者の思いに立てば、家を購入するに当たって大きな決断をして、わざわざ学務課まで確認に来て、その上でこのような形になったことは、市に対する不信感を招いた結果になったと思っている。地域指定校外就学基準があるので、対応をしっかりと教育委員会にしていきたい。個々人への対応をしっかりと行っていくべきだと考えている。

しかしながら、この特別許可地区はマンションの方だけではなく、アパート住まいの方、これからこの地域に転入される方など、いろいろな方々がいる。全体を考える上では、入間川東小学校の現状を見ると、経過措置をしていくことは実質的にはなかなか厳しい現状があると認識した。

○請願の当事者の訴えは、ごもつともであると思う。受け入れ先の入間川小学校の準備の話については、本来は説明会で話されることだが、発言をされたことはしっかり実現していただきたいと思っている。保護者にとっては、人によっては不利益を被る話なので、教育委員会として真摯に向き合って話を進める過程がかなり足りなかったと思っている。同時に、特別許可地区に住む方、その地区ではない入間川東小学校の通学区域に住む方、入間川小学校の特別許可地区でないところに住む方、全員が納得できるところはなかなかないかもしれないが、一番よい形が何かを模索していかなければいけない。入間川東小学校の現状は非常に重く見ていかなければいけないと思っている。